

# 新潟市子育て応援パンフレット「スキップ」 官民協働発行事業 プロポーザル実施要領

子どもを安心して生み育てられるよう、各種手続き案内等の子育て情報のほか地域情報等を加えた、新潟市子育て応援パンフレット「スキップ」を民間事業者との協働事業として発行するにあたり、当該協働発行事業者を選定するためのプロポーザルを次のとおり実施する。

## 1. 事業名称

新潟市子育て応援パンフレット「スキップ」官民協働発行事業

## 2. 協働発行の目的

新潟市子育て応援パンフレット「スキップ」は、子どもの育成に係る市民が必要な情報を必要な時に容易に調べることができるよう、情報の検索性の高さとわかりやすさに重点をおいて、編集・発行している。

平成 29 年度からは、市が提供する子育て情報と、協働発行事業者が企画・編集した子育てに必要な情報及び企業広告等で構成された冊子とした。

今号においても、広告収入により製作・配送等の発行にかかる経費を賄い市の負担を抑えるとともに、事業者のもつノウハウを活用して市民により一層わかりやすい内容にするため、官民協働事業として発行する。

## 3. 本事業の協定締結期間及び発行回数

本事業の実施に際し新潟市と発行主体は協定を締結するところ、その協定締結期間及び締結期間にスキップを発行する回数は次のとおりとする。

協定締結期間：締結日の翌日から令和 8 年 5 月 31 日まで

発行回数：2 回（協定締結期間において各年 1 回ずつ発行）

## 4. 内容

別添「新潟市子育て応援パンフレット「スキップ」官民協働発行事業仕様書」のとおり

## 5. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札参加者の資格）に該当しない者であること。
- (2) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 仕様書に基づく要件に対応できる者であること。
- (5) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 条）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業等ではないこと。

## 6. 応募方法

(1) 提出書類：プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

- |                                      |   |       |
|--------------------------------------|---|-------|
| ① 参加申請書                              |   | 1 部   |
| ア 単独企業は様式 1-1                        |   |       |
| イ 共同企業体は様式 1-2                       |   |       |
| ※共同企業体の場合、下記の⑥は全ての構成企業について提出すること。    |   |       |
| ② 企画提案書（様式自由）                        | } | 各 7 部 |
| ③ 誌面見本（様式自由）                         |   |       |
| ④ 事業収支計画書（様式自由）                      |   |       |
| ⑤ 子育て応援パンフレット「スキップ」編集に係る業務実施体制（様式 2） |   | 2 部   |
| ⑥ 会社概要（既存のパンフレット等でも可）                |   | 1 部   |
| ⑦ 同種又は類似業務の実績を示す資料                   |   | 1 部   |

### ※ 提出書類の作成に関する注意点

#### <②企画提案書について>

- ・前記 3 「仕様書」に従い、新潟市子育て応援パンフレット「スキップ」に関し、必要な事項等を提案すること。
- ・サイズは A4 判とする。
- ・提案書には以下の事項を必ず明記すること。
  - a 発行部数
  - b 発行ページ数（総ページ数、うち子育て情報ページ数）
  - c 刷り色
  - d 規格
  - e 製本
  - f 発行までの製作スケジュール（初年度分）
  - g 冊子全体の構成案
  - h その他市民生活に必要な情報案
  - i 新潟市子育て応援パンフレット「スキップ」インターネット版
  - j 広告募集方針
  - k 掲載予定の広告案

l 広告営業の実績

m 配布先（こども政策課指定以外）

n 校正方法（効率的かつ漏れが無いような校正方法の提案）

o 独自の提案等

- ・冊子全体の構成案は、ページ番号の別がわかるように記載すること。
- ・社名、所在地など、提案事業者が特定される情報は記載しないこと。

#### <③誌面見本について>

- ・次の項目についての誌面を作成すること

a 表紙

b 「2024 年子育て応援パンフレットスキップ」の内容（1 ページから 72 ページ）から、  
広告枠を含めた 2 ページを作成すること。（見開き 1 ページ）

- ・サイズは A4 判タテ型、子育て情報ページの文字は横組みとすること。
- ・使用するフォントや余白のレイアウト等については、冊子全体の構成案で算出したページ数を前提として決定すること。
- ・高齢者や色覚障がい者にもわかりやすい誌面となるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・社名、所在地など、提案事業者が特定される情報は記載しないこと。

#### <④事業収支計画書について>

- ・子育て応援パンフレット「スキップ」発行にかかる原稿編集、印刷製本費、配送費等の経費と、  
広告料収入等の収支について、収支見込書（予算書）を 2 か年分作成すること。

#### <⑤子育て応援パンフレット「スキップ」編集に係る業務実施体制について>

- ・企画・編集、広告営業、印刷・製本、配送等、発行までの全工程における体制がわかるよう記載すること。なお、業務管理責任者を選定すること。

#### <⑦同種又は類似業務の実績を示す資料について>

- ・当該事業と同種事業の実績がある場合に、その作品（1 社 3 点以内）を提出すること。

(2) 提出先 新潟市こども未来部 こども政策課 企画管理グループ

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

(4) 提出期限

参加申請書：令和 6 年 9 月 13 日（金）午後 5 時 00 分まで（必着）

その他書類：令和 6 年 9 月 20 日（金）午後 5 時 00 分まで（必着）

## 7. 企画提案に関する質問と回答

企画提案書等の作成にあたっての質問がある場合は、電子メールにより受け付ける。参加申請に係る質問があった場合は、当該質問を行った者にのみ随時回答する。未到着を防止するため、送付後電話連絡すること。

- (1) 質問受付期限 令和 6 年 8 月 29 日（木）から令和 6 年 9 月 9 日（月）午後 5 時まで  
（市役所の閉庁日を除く）
- (2) 電子メールアドレス mirai@city.niigata.lg.jp
- (3) 質問に対する回答 電子メールにて一斉回答する。
- (4) 質問への回答期限 令和 6 年 9 月 11 日（水）
- (5) 連絡先 新潟市子ども未来部子ども政策課 企画管理グループ 安田  
電話：025 - 226 - 1193（直通）

## 8. プレゼンテーション

- (1) 実施日 令和 6 年 9 月 26 日（木） 時間は別途指定
- (2) 場 所 新潟市役所本庁舎 3 階 対策室 3
- (3) 方 法 各社 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）
- (4) その他 プレゼンテーション実施時にプロジェクターを使用する場合は、企画提案書等提出時にその旨連絡すること。

## 9. 最優秀提案者の決定

- (1) 審査  
審査は、子育て応援パンフレット「スキップ」協働発行事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。なお、審査委員会は非公開により行う。
- (2) 審査の方法及び基準  
別添 子育て応援パンフレット「スキップ」協働発行事業者選定にかかる審査要領による。
- (3) 最優秀提案者の決定  
審査委員会は、子育て応援パンフレット「スキップ」協働発行事業者選定にかかる審査要領に基づいて提案を客観的かつ総合的に審査・採点し、最優秀提案者を決定する。
- (4) 選定結果の公表等  
選定結果は、プロポーザル参加者全てに書面で通知するほか、市ホームページにて公開する。

## 10. 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 「4. 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 提案書提出期限に遅れた者

- (3) 参加申請書を提出した日から審査委員会において審査が終了するまでの間に審査委員又は事務局に不正な接触を行ったもの
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書の作成要領に違反する表現をした者

#### 11. 協定の締結

- (1) 本市は、最優秀提案者と本事業の協定締結交渉を行う。なお、共同企業体の場合は、代表者と協定締結交渉を行う。
- (2) 協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事項または不正事項と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉を行う。

#### 12. その他

- (1) 企画提案にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) プロポーザルは、協働事業者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

#### 13. 担当

新潟市こども未来部こども政策課 企画管理グループ 安田  
電 話 025 - 226 - 1193  
Email mirai@city.niigata.lg.jp